



6 金融トラブル



クイズ



金融トラブルの相談窓口は？

- ① 117番
- ② 171番
- ③ 188番



6. 金融トラブル

6-1. 金融トラブルの具体例①

マルチ商法（ネットワークビジネス）

友達づきあい
SNS



バイナリーオプションって知ってる？
分析ツールが入ったUSB を買えば、
簡単に、絶対儲かるよ！

お金がなくても、**学生ローン**で借りるといい。
すぐに利益が出て返せるよ！

誰かを**紹介**すると**報酬**がもらえるよ！

6. 金融トラブル

6-2. 金融トラブルの具体例②

友達づきあい SNS



暗号資産（仮想通貨）に投資すれば、
月●万円くらいは稼げるよ！

海外の不動産事業に投資すれば、
1年後には●倍になるよ！

トラブル

- 多額の損失が発生した
- 業者と連絡がつかなくなった
- お金が返ってこない
- 無登録業者に注意！

6. 金融トラブル

6-3. 金融トラブルの具体例③

SNS個人間融資

SNS ネット掲示板



お金を貸します！審査不要！

#個人間融資

#お金を貸します

#ひととき融資

トラブル

- ヤミ金融業者により、違法な高金利での貸付けが行われる
- 個人情報が悪用され、犯罪被害やトラブルに巻き込まれる

6. 金融トラブル

6-4. 金融トラブルの具体例④

多重債務

- 複数の業者から返しきれない借金を背負ってしまふことがあります。
- 軽い気持ちで高金利の借金をすると、借金はすぐに膨らみます。
- 収入の範囲内で生活すること、高金利の借金をしないことが重要。

多重債務に陥ってしまったら、
多重債務相談窓口にご相談

多重債務になる原因



(出所) 金融庁「基礎から学べる金融ガイド」



6-5. トラブルを避けるには



トラブルを避けるには、どうすればよいでしょうか？

鉄則は3つ！

(1) **おいしい話には気をつける**

「ローリスク・ハイリターン」はあり得ない＝「おいしい話」は存在しない。

(2) **向こうから近寄ってきてもしっかり断る**

「今だけ」「あなただけ」には要注意。遠慮は無用。「いりません」とはっきり言いましょう。

(3) **万がートラブルに遭っても、決して諦めない**

ひとりで悩まず、早めに適切な相手に相談することで道が開ける。



6-6. トラブルに遭ってしまったら

悪質な業者との契約の取り消し・無効

- (1) 未成年者による法律行為 **➡ 18歳になったら取消せません (2022年4月より)**
→ **民法** (親などの同意がない等の法律行為の取り消し)
- (2) 不当な契約条項、不当な勧誘による契約
→ **消費者契約法** (条項無効、契約取り消し)
- (3) 訪問販売、訪問購入、電話勧誘、エステ、語学教室、マルチ商法、内職・モニター商法
→ **特定商取引法** (クーリング・オフ制度による解約など)
→ 通信販売 (ネット通販含む) はこの法律によるクーリング・オフの対象外!
但し、事業者は返品の内容等を表示する要。表示がない場合、8日間は返品が可能 (送料は購入者負担)。
* いずれも期限・時効があるので、早めに相談窓口で対処法を相談しよう。

消費トラブル等に関する相談窓口

- (1) **まずは188番 (いやや!) に電話**
→ 消費者ホットラインが、消費生活センターの相談窓口を案内
- (2) **金融サービスについては、金融庁や業界団体等が相談窓口を設置**



まとめ（6章のポイント）

- (1) **金融トラブルの手口**を知りましょう。
「絶対に儲かる」はありません。

トラブルを避けるには、①**おいしい話**には気をつける、②向こうから近寄ってきて**はっきり断る**、③万が一トラブルに遭っても、**決して諦めない**ことが大切です。

- (2) **決して諦めない**ことが大切です。

- (3) **契約の取り消し・無効**を求めましょう。

- (4) また、**188番**（消費者ホットライン）に電話して相談しましょう。
